

**那須塩原市上下水道事業包括的民間委託導入
可能性調査業務委託**

公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

那須塩原市上下水道部

那須塩原市上下水道事業包括的民間委託導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 業務の名称
那須塩原市上下水道事業包括的民間委託導入可能性調査業務委託
- (2) 業務の目的
那須塩原市の水道施設維持管理業務、公共下水道施設維持管理業務、農業集落排水施設維持管理業務、上下水道料金等徴収業務、給排水装置審査検査業務、企業会計システム、料金システム等に係る業務を対象に、包括的に民間委託を行うことで得られる業務効率化及びコスト縮減効果について調査を行い、最も効果の得られる委託の範囲及び発注形式について検討を行うことを目的とする。
- (3) 業務の内容
別紙仕様書に記載のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年3月19日まで
- (5) 提案上限額
13,475,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 参加申込書提出日現在で、那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始又は事業再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第14号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること、その他同条第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 元請負人として履行した公共事業（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）のうち、上下水道事業の包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を受注した実績があること。
- (7) 委託業務において、管理技術者として上下水道事業の包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有する技術士（総合技術監理部門・上下水道）を配置できること。

3 実施方法

(1) 選定委員会の設置

公募型プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、那須塩原市上下水道事業包括的民間委託導入可能性調査業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、プロポーザルへの参加を要請した事業者（以下、「参加事業者」という。）から提出された業務提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い参加事業者を最終受託候補者として選定する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

	内 容	実施日
1	参加募集の公告	令和5年5月24日（水）
2	業務に係る質問書の受付期間	令和5年5月24日（水） ～令和5年6月6日（火）
3	業務に係る質問書の回答期限	令和5年6月 13日（火）
4	参加表明書の提出期限	令和5年6月 8日（木）
5	選定委員会による参加資格審査	令和5年6月 9日（金）
6	参加資格審査結果の通知	令和5年6月 13日（火）
7	業務提案書及び提案見積書の提出期限	令和5年6月 28日（水）
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年7月 3日を予定 （実施日時は、参加者に通知する。）
9	選定委員会による審査及び最終受託候補者の選定	令和5年7月 6日を予定
10	最終受託候補者の決定	令和5年7月 7日を予定
11	選定結果の通知	令和5年7月10日を予定
12	契約締結	令和5年7月11日を予定
13	業務開始	令和5年7月12日を予定

※参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退申出書（任意様式）を、令和5年6月14日（水）までに提出すること。

4 参加申込み手続き等

参加を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、「プロポーザル参加表明書（様式第1号）」に必要書類を添付の上、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要関係書類（任意様式）
資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの。
- ③ 業務処理体制書（任意様式）
配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について記載すること。
担当技術者については、代表技術者1人を定めること。
- ④ 類似業務受託実績表（様式第2号）
類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類
- ⑤ 配置予定業務責任者の業務経歴書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和5年6月8日（木）午後4時まで

ただし、持参する場合は「那須塩原市の休日を定める条例（平成17年1月1日条例第2条）」に規定する休日を除く。

(3) 提出先

那須塩原市上下水道部管理課料金経理係

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、持参の場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限内必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

(5) 参加資格審査結果通知

参加申込事業者の参加資格を審査のうえ、「プロポーザル参加要請書（様式第4号）」又は「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第5号）」により通知する。

5 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 業務提案書等作成に係る質問がある場合は、「質問書（様式第6号）」により質問内容を電子メールで提出すること。

審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

- (2) 提出先

那須塩原市上下水道部管理課料金経理係

E-mail : kanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

なお、電子メールの件名は「プロポーザル参加に関する質問（参加業者名）」とすること。電子メール発信後、電話により上下水道部管理課料金経理係（電話0287-37-5145）まで受信を確認すること。

- (3) 提出期限は、令和5年6月6日（火）午後0時までとする。

- (4) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとし、すべての参加事業者に対し、すべての質問に対する回答を、電子メールにより行うとともに、市ホームページにて回答する。

6 業務提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザル実施にかかる業務提案書等を作成の上、提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年6月28日（水）午後4時まで
- (2) 提出場所
那須塩原市上下水道部管理課料金経理係
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。なお、持参の場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限内必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- (4) 提出部数
 - ① 業務提案書（様式第7号） 正本1部 副本11部
 - ② 提案見積書（任意の様式） 1部
- (5) 業務提案書の作成型態
業務提案書は日本語表記、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴り袋とし、表紙及び目次を除き15ページ以内とする。（A3版サイズを使用した場合は2ページ分とする。）表紙には「業務提案書（様式第7号）」を使用し、正本には事業者名及び提出日を、副本には提出日及び通し番号を記入すること。また、業務提案書には目次を添付し、ページ番号を付すること。
- (6) 注意事項
 - ・業務提案書の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。
 - ・業務提案書には具体的な業務遂行のスケジュールについて記載しなければならない。
 - ・仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、提案見積額に含めなければならない。
 - ・提案見積書には「積算内訳書（任意の様式）」を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出すること。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 日時及び場所は、「プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第8号）」により通知する。
- (2) プレゼンテーションは20分以内とし、その後、ヒアリングを15分程度行う。
- (3) 実施方法は、自由形式とし、電子機器を用いて行うことができる。ただし、スクリーン以外は、参加事業者において用意するものとする。
- (4) 業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。
- (5) 出席者は、業務提案書の内容を熟知している者3人以内とし、「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第9号）」により報告するものとする。

8 プロポーザルの審査方法及び最終受託候補者の決定方法

選定委員会において、業務提案書の内容について次の観点から評価を行う。各観点について各委員が評価をし、得点を合計して委員全員の総合得点を算出する。評価審査のうえ、その総合得点が最も高い者を最終受託候補者として選定する。

【審査基準】

評価項目		配点
業務提案内容	業務履行方法等	70点
	追加提案の内容	10点
見積価格	見積価格の妥当性	20点
合計		100点

9 選定結果の通知

- (1) 最終受託候補者として選定した事業者には、「選定結果通知書（様式第10号）」を、選定されなかった事業者には、「非選定結果通知書（様式第11号）」を送付する。
- (2) 選定されなかった事業者は、非選定結果通知書到着後7日以内に限り、その結果について書面（任意様式）により説明を求めることができる。
なお、当該事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答することとし、他の事業者の審査結果についての回答はしない。

10 企画・提案に不適合がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に不適合があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、選定委員会でその取扱いについて決定する。また、当該参加事業者に、そのことについてのヒアリングを行う場合がある。

なお、その内容が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

11 最終受託候補者の特定

最終受託候補者が契約締結までの間に本実施要領「2 参加者の資格要件」を満たさなくなった場合には、選定委員会において総合得点が次順位の者を新たな最終受託候補者として選定することができるものとする。

12 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザルの募集要領を遵守することを誓約するものとみなす。

なお、参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、「10 企画・提案に

不適合がある場合」に準じて取り扱うこととする。

13 支払条件

業務完了後一括払い

14 その他

- (1) 参加事業者が1社のみであった場合、又は業務提案書提出事業者が1社のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (2) 提出された業務提案書類等は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (3) 提出する業務提案書類等に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。

15 書類提出先及び問合せ先

那須塩原市上下水道部管理課

住所：〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

那須塩原市役所 上下水道部管理課料金経理係

電話：0287-37-5145

FAX：0287-36-2298

E-mail：kanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

担当：小林、田端